## 消防機関における新型インフルエンザ 対策検討会 次第

日時:平成23年3月3日(木)

13 時 00 分~15 時 00 分

場所:都道府県会館 410 会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議 題
- (1) 入院・転院勧告対象の患者の搬送における都道府県等との協議事項について
- (2) その他
- 5 閉 会

#### 【配布資料】

資料1 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会資料

参考資料 1 仙台市消防局新型インフルエンザ対応マニュアル

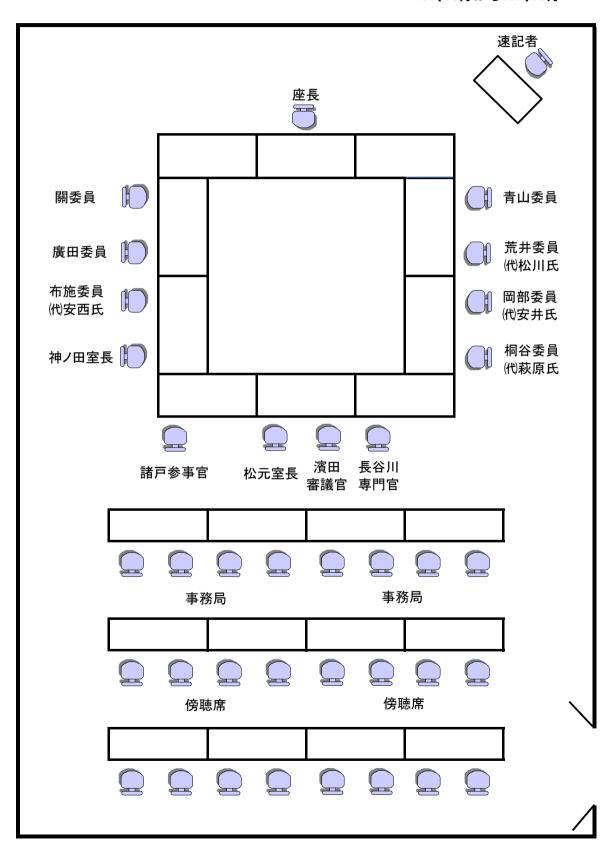
参考資料2 習志野市消防本部新型インフルエンザ発生時業務継続計画

参考資料3 厚生労働省専門委員会議資料

## 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会

場 所: 都道府県会館 410会議室

日 時: 平成23年3月3日(木) 13時00分から15時00分



資料 1

# 平成22年度 消防機関における 新型インフルエンザ対策検討会

資料

平成23年3月3日総務省消防庁

## 消防機関における新型インフルエンザ対策検討会

## 【検討事項】

入院・転院勧告対象の患者の搬送における都道府県等との協議事項について(p2)

## 【報告事項】

- 1. 各消防本部における業務継続計画策定状況(p5)
- 2. 新型インフルエンザ搬送状況(p19)

## 【参考】

新型インフルエンザ対策行動計画について(p21)

## 入院・転院勧告対象の患者の搬送における都道府県等との協議事項について

## (1)問題点

都道府県等で対応できない場合において、消防機関に要請があった場合の傷病者搬送

## (2)感染症法及び検疫法に規定する搬送の責任主体

- ① 確定患者(疑似症患者含む。)の感染症指定医療機関への移送 → 都道府県知事
- ② 感染症の患者の隔離又は感染した恐れのある者の停留に伴う搬送 → 検疫所長

### (参考:消防機関が搬送しているケース)

- ① 新型インフルエンザへの感染が疑われる患者(医師の確定診断がない者)
- ② 新型インフルエンザへの感染を疑うことなく、実施する通常の搬送の際の傷病者
- ③ (2)①又は②で対応できない場合等の新型インフルエンザ確定患者

消防法第二条九項 緊急に搬送する 必要があるもの

## (3)検討すべき事項

- ① 協議に至っていない消防機関と都道府県、検疫所(国)との協議を促すための効果的な方策は何か。
- ② (1)にかかる人員確保及び費用負担等の事項について、法律又は新型インフルエンザ対策ガイドラインに盛り込むことを考えているが、盛り込む際の具体的留意事項は何か。

## 搬送の責任主体

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 平成十年法律第百四十号

都道府県知事は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について厚生労働省令で定めるところにより、入院に係る病院又は診療所に移送することができる。

### 検疫法

昭和二十六年法律第二百一号

検疫所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する 新型インフルエンザ等感染症の患者もしくは感染の恐れがある患者に対して、医療機関 に入院を委託して行う。(隔離)

検疫所長は、上記の患者に対して、期間を定めて、医療機関に入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容することができる。(停留)

### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う 感染防止対策について(通知)

平成十一年八月二十五日消防救第二百一号

該当感染症と診断され、都道府県知事が入院を勧告又は命令した者の医療機関までの搬送は、都道府県知事が行う業務とされ、消防機関が搬送を行う必要がないこと。

## 新型インフルエンザ患者に関する搬送について

### 都道府県等

感染の確定患者(疑いを含む)の移送

- → 知事(保健所) 患者の隔離または停留に 伴う搬送
- → 検疫所長

### 消防機関

感染が疑われる傷病者 の搬送

通常の救急搬送

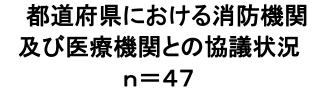
感染確定患者および患者の隔離や感染の恐れがある患者に関する 停留にかかる搬送に関して、*消防機関へ搬送の協力要請があったもの*の搬送

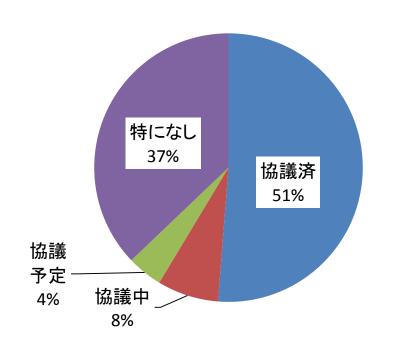
- 都道府県等が責任を負う搬送者についての整理が必要
  - H21年検討会より搬送の整理について指摘
  - 〇 消防機関からも同様の意見が散見
- 都道府県等の対応能力の限界を超える事態(パンデミック)に備え、搬送体制、 費用負担等について協議し、業務継続計画を策定しておくことが重要
- 〇 平成20年12月消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画 策定について通知
- 平成21年ガイドラインの改定(弱毒性対応、発生区分の変更等)
  - → ガイドラインに沿って、各機関においてBCPが策定されているところ

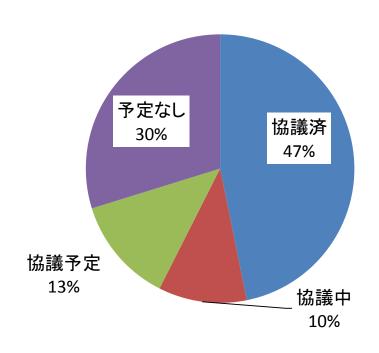
## 消防本部及び都道府県との協議状況

〇 確定診断がついた患者の搬送に関する都道府県の主管衛生部局や医療機関との協議状況。

消防本部における都道府県 及び医療機関との協議状況 n=802

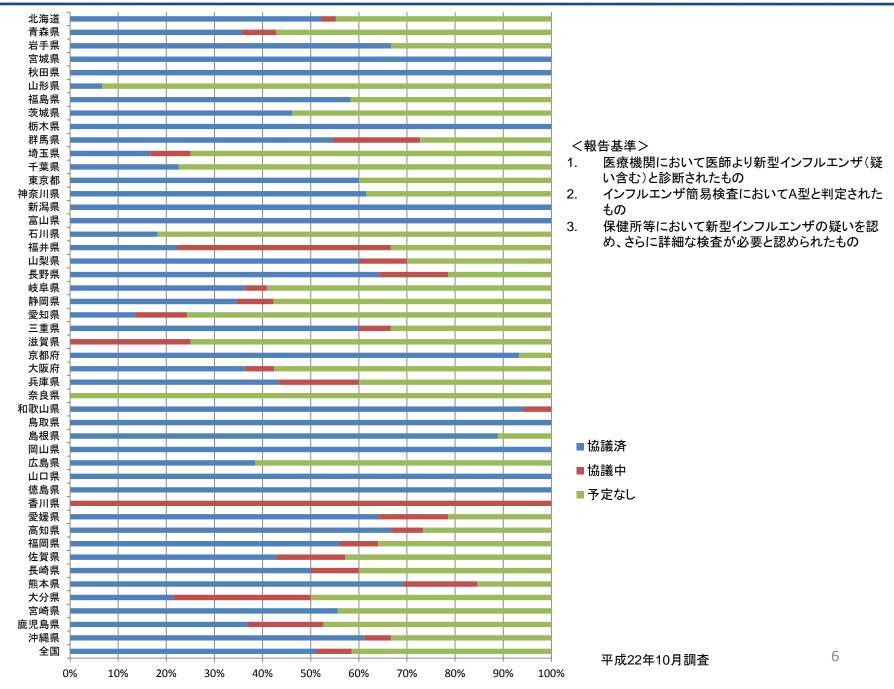






- 〇 消防本部においては、都道府県及び医療機関と協議なしで、計画を策定 しているところが3分の1ある。
- 都道府県においても、協議済に次いで、協議をしていないところが多い。

## (都道府県別)消防本部における都道府県及び医療機関との協議状況



## (都道府県別)消防本部における都道府県及び医療機関との協議状況

n=802

都道府県	協議済	協議中	協議予定	特になし
北海道	52.2%	3.0%	0.0%	44.8%
青森県	35.7%	7.1%	57.1%	0.0%
岩手県	66.7%	0.0%	8.3%	25.0%
宮城県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
秋田県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
山形県	6.7%	0.0%	0.0%	93.3%
福島県	58.3%	0.0%	8.3%	33.3%
茨城県	46.2%	0.0%	0.0%	53.8%
栃木県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
群馬県	54.5%	18.2%	0.0%	27.3%
埼玉県	16.7%	8.3%	0.0%	75.0%
千葉県	22.6%	0.0%	6.5%	71.0%
東京都	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%
神奈川県	61.5%	0.0%	0.0%	38.5%
新潟県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
富山県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
石川県	18.2%	0.0%	0.0%	81.8%
福井県	22.2%	44.4%	0.0%	33.3%
山梨県	60.0%	10.0%	0.0%	30.0%
長野県	64.3%	14.3%	7.1%	14.3%
岐阜県	36.4%	4.5%	4.5%	54.5%
静岡県	34.6%	7.7%	3.8%	53.8%
愛知県	13.5%	10.8%	5.4%	70.3%
三重県	60.0%	6.7%	6.7%	26.7%

都道府県	協議済	協議中	協議予定	特になし
滋賀県	0.0%	25.0%	0.0%	75.0%
京都府	93.3%	0.0%	0.0%	6.7%
大阪府	36.4%	6.1%	3.0%	54.5%
兵庫県	43.3%	16.7%	6.7%	33.3%
奈良県	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
和歌山県	94.1%	5.9%	0.0%	0.0%
鳥取県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
島根県	88.9%	0.0%	11.1%	0.0%
岡山県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
広島県	38.5%	0.0%	7.7%	53.8%
山口県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
徳島県	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
香川県	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
愛媛県	64.3%	14.3%	0.0%	21.4%
高知県	66.7%	6.7%	0.0%	26.7%
福岡県	56.0%	8.0%	16.0%	20.0%
佐賀県	42.9%	14.3%	14.3%	28.6%
長崎県	50.0%	10.0%	0.0%	40.0%
熊本県	69.2%	15.4%	7.7%	7.7%
大分県	21.4%	28.6%	7.1%	42.9%
宮崎県	55.6%	0.0%	0.0%	44.4%
鹿児島県	36.8%	15.8%	15.8%	31.6%
沖縄県	61.1%	5.6%	0.0%	33.3%
平均	53.8%	5.6%	5.3%	35.3%

### (参考)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

(疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用)

#### 第八条

- 2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する
- 3 一類感染症の無症状病原体保有者又は新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、それぞれ一類感染症の患者又は新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定 を適用する。

#### (入院)

- 第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護 者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 (略)
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に 従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。
- 4 (略)
- 5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県 知事が適当と認めるものに入院させることができる。
- 6及び7(略)
- 第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。
- 2 <u>都道府県知事は</u>、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。
- 3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している 病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4~8 (略)

### (移送)

第二十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、前二条の規定により入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送しなければならない。

#### (準用)

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第二十条第一項及び第二項中「特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関」とあるのは「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関者しくは第二種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」と、第十九条第三項及び第二十条第二項中「特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関」と、第二十一条中「移送しなければならない」とあるのは「移送することができる」と、第二十二条第一項及び第二項中「一類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有していないこと」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか」とあるのは「二類感染症の病原体を保有しているかどうか、若しくは当該感染症の症状が消失したこと又は新型インフルエンザ等感染症の病原体を保有していないこと」と、同条第四項中「一類感染症の病原体を保有しているかどうか」と読み替えるほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えば、政令で定める。

#### (都道府県の支弁すべき費用)

第五十八条 都道府県は、次に掲げる費用を支弁しなければならない。

**-~三**(略)

四 第二十一条(第二十六条において準用する場合を含む。)又は第四十七条の規定による移送に要する費用

五 (略)

## 参考)検疫法(昭和二十六年法律第二百一号)

#### (検疫感染症)

- **第二条** この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。
- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に規定する一類感染症
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 三 前二号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものと して政令で定めるもの

(汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等についての措置)

- 第十四条 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶 等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体 に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。
  - 一 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。
  - 二 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること(外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。)。

#### 三~七(略)

2 検疫所長は、前項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる措置をとる必要がある場合において、当該検疫所の設備の不足等のため、これに応ずることができないと認めるときは、当該船舶等の長に対し、その理由を示して他の検疫港又は検疫飛行場に回航すべき旨を指示することができる。

#### (隔離)

- 第十五条 前条第一項第一号に規定する隔離は、次の各号に掲げる感染症ごとに、それぞれ当該各号に掲げる医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その 他やむを得ない理由があるときは、当該各号に掲げる医療機関以外の病院又は診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託して行うことができる。
- 一 第二条第一号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定感染症指定医療機関をいう。以下同じ。) 関をいう。以下同じ。) フは第一種感染症 指定医療機関(同法に規定する第一種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)
- 二 第二条第二号に掲げる感染症 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関(感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律に規定する第二種感染症指定医療機関をいう。以下同じ。)

#### 2~5 (略)

(停留)

- 第十六条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症 指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第 一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して 行うことができる。
- 2 第十四条第一項第二号に規定する停留は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、期間を定めて、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

## (参考) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)

### 第二条 1~8(略)

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する 9 場所において生じた事故(以下この項において「災害による事故等」という。) 又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事 由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に 搬送する必要があるものを、救急隊によって、医療機関(厚生労働省令で定め る医療機関をいう。第七章の二において同じ。)その他の場所に搬送すること( 傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないもの として、応急の手当を行うことを含む。)をいう。

## 「新型インフルエンザ対策ガイドライン」

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議(平成21年2月17日)

「医療体制に関するガイドライン」 第4章 患者搬送及び移送について

- 法第21 条の規定に基づき、法第19 条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、都道府県等が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、<u>原則として都道府県等が移送を行う。</u>
- しかしながら、法第19 条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、都道府県等による移送では対応しきれない場合は、消防機関等関係機関の協力が不可欠であり、都道府県等は、事前に消防機関等関係機関と協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。
- 法第19 条の規定に基づく入院措置が行われてない患者については、消防機関による搬送が 行われることとなるが、消防機関においては感染対策のため必要な個人防護具等の準備を行う。
- 新型インフルエンザの症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ 搬送できるよう、消防機関等と医療機関は、積極的に情報共有等の連携を行う。
- 新型インフルエンザの患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の広報・啓発を行い、救急車両の適正利用を推進する。

## 救急隊員の感染防止対策に係る費用負担について

- (1)消防機関が新型インフルエンザ患者を搬送するケース
  - ① 新型インフルエンザへの感染が疑われる患者(医師の確定診断がない者)
  - ② 新型インフルエンザへの感染を疑うことなく、実施する搬送の際の傷病者
  - ③ 感染症法及び検疫法に規定する搬送の責任主体で対応できない場合等の 新型インフルエンザ確定患者
- (2)搬送に要する費用負担について
  - ・(1)③都道府県、検疫所で対応できない場合に消防機関に協力要請があった場合の 傷病者
    - →新型インフルエンザ発生・流行時の搬送にかかる協議により、国、都道府県において負担されるべき

### (参考)

・感染防止用資器材一般にかかる財政措置:国(次項)

## (参考)H20~H23における資器材にかかる財政措置状況

平成20年度 当初予算	国際線を有する主要4空港(成田、名古屋、関西、福岡)を管轄する消防機関に対し、海外からの流入に備えるための感染防止用資器材を配備(約5,000セット)			約2千万円
平成20年度 補正予算	全国の消防機関に対し、パンデミック(大流行)発生直後の1週間分の 救急搬送業務に使用する感染防止用資器材を配備(約250,000セット)			約5.1億円
正 + 40,00 左 中			H19	218千円
平成19,20年度 普通交付税	新型インフルエンザ患者(140万人を想定)を搬送するため、感染防止用 資器材の整備に係る経費について普通交付税措置を講じている。	標準団体あたり	H20	4,954千円
平成21年度 普通交付税	新型インフルエンザ発生時、職場内における感染拡大を防止するため、 消防庁舎内における感染防止対策に係る経費について普通交付税措置 を講じている。	標準団体あたり		1,332千円
平成22年度 普通交付税	平成21年に新型インフルエンザ(H1N1)が発生し、感染防止用資器材 を消費したことから、新たに感染防止用資器材の整備(468万人を想定)に 係る経費について普通交付税措置を講じている。	標準団体あたり		15,647千円
平成23年度 普通交付税 (見込み)	強毒性新型インフルエンザの発生に備えて、感染防止対策の一層の徹 底のため、普通交付税措置を講じている。	標準団体あたり		20,074千円

## 報告事項1 業務継続計画策定状況(1)

### 1. 調査の概要

(調査対象:消防本部・都道府県)

### 2. 基準日

平成22年10月1日現在

### 3. 調查項目等

- ① 業務継続計画の策定状況について
- ② 策定した業務継続計画の想定する新型インフルエンザの毒性について
- ③ 平成21年の新型インフルエンザ(H1N1/弱毒性)の流行による業務継続計画の改訂状況について
- ④ 都道府県(都道府県にあっては、消防本部)との協議 の状況について

### 4. 昨年度からの推移

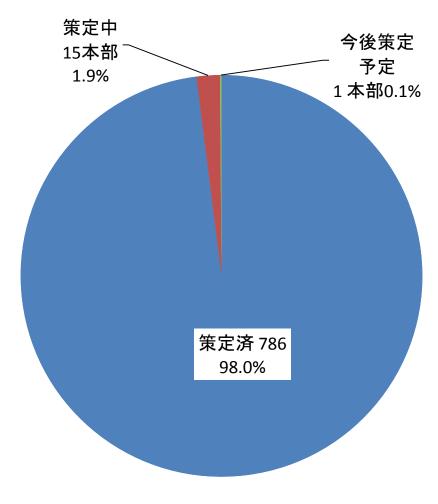
- •策定済団体数:730本部(90.9%) → 786本部(98.0%)
- •策定中団体数:70本部(8.7%) → 15本部(1.9%)

消防本部においては、99.9%が業務継続計画を策定済み

### <今後の対策>

<u>▪策定を促す。</u>

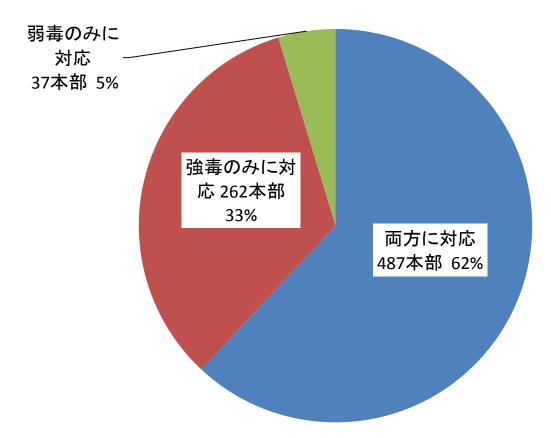
消防本部における新型インフルエンザ対策のための 業務継続計画(BCP)の策定状況 n=802



〈平成22年10月1日現在〉

## 報告事項1 業務継続計画策定状況(2)

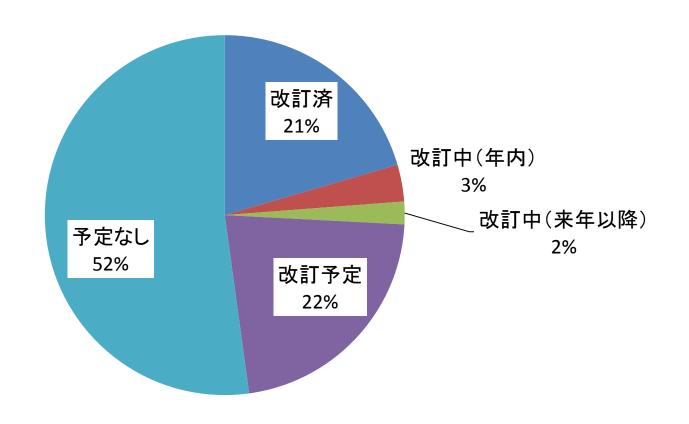
消防本部における策定済の業務継続計画(BCP)が 対応している新型インフルエンザの種類 n=786 参考資料1~2



- 全消防本部のうち、62%の消防本部において、強毒と弱毒の両方に対応している。
- 〇 全消防本部において、弱毒と強毒の両方に対応するよう、改訂を促す。

## 報告事項1 業務継続計画策定状況(3)

## 昨年の新型インフルエンザ(H1N1・弱毒性)の流行を 踏まえての業務継続計画の改訂状況 n=786



- 〇 消防本部において、改訂済みの本部が21%あり、改訂中および改訂予定 の本部は27%であった。
- 今後、定期的に改訂するように促す。

## 報告事項2 H22~H23冬季 新型インフルエンザ搬送状況(1)

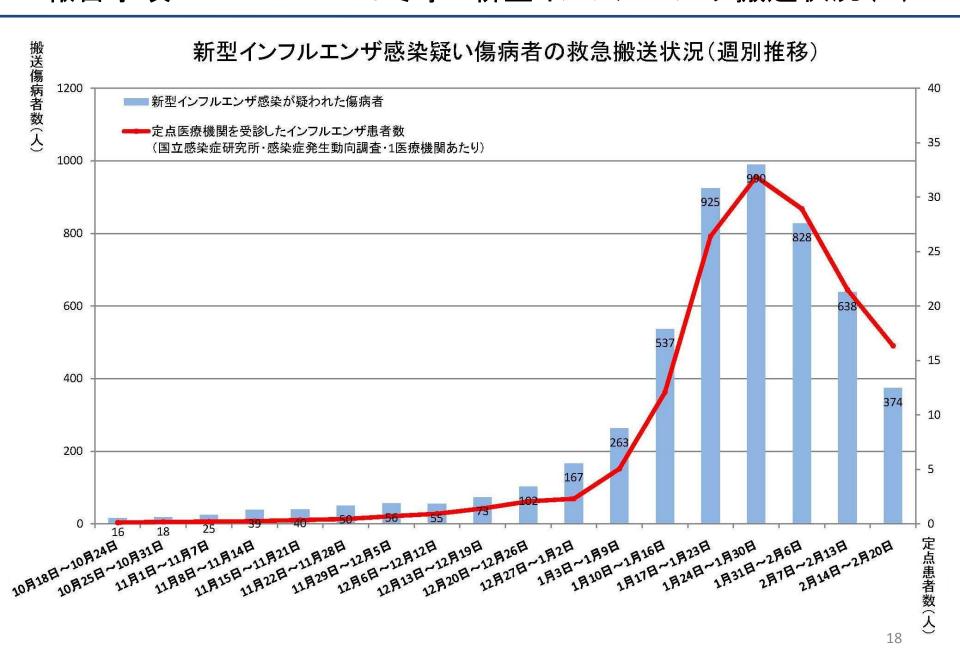
### く報告基準>

- 1. 医療機関において医師より新型インフルエンザ(疑い含む)と診断されたもの
- 2. インフルエンザ簡易検査においてA型と判定されたもの
- 3. 保健所等において新型インフルエンザの疑いを認め、さらに詳細な検査が必要と認められたもの

都道府県· 名	1月31日~2月6日		2月7日~2月13日		2月14日~2月20日		10月18日以降の総数	
	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員
北海道	18	18	30	31	14	14	228	229
青森県	8	8	7	7	1	1	55	55
岩手県	2	2	7	7	1	1	32	32
宮城県	9	9	5	5	2	2	69	70
秋田県	1	1	2	2	3	3	20	20
山形県	8	8	2	2	4	4	40	40
福島県	15	15	13	13	7	7	99	100
茨城県	23	23	14	14	7	8	101	102
栃木県	17	17	18	18	11	11	96	96
群馬県	24	24	13	13	13	13	146	146
埼玉県	46	46	29	30	21	21	256	258
千葉県	43	43	20	20	15	15	280	282
東京都	16	16	13	13	9	9	133	133
神奈川県	46	46	28	28	16	16	228	228
新潟県	13	13	19	19	3	3	88	88
富山県	8	8	2	2	1	1	36	36
石川県	8	8	3	3	9	9	46	46
福井県	2	2	0	0	0	0	9	9
山梨県	3	3	0	0	0	0	15	15
長野県	9	9	5	5	8	8	42	42
岐阜県	1	1	2	2	1	1	13	13
静岡県	34	34	19	19	12	12	153	155
愛知県	56	57	53	53	24	24	307	308
三重県	8	8	8	8	1	1	33	33

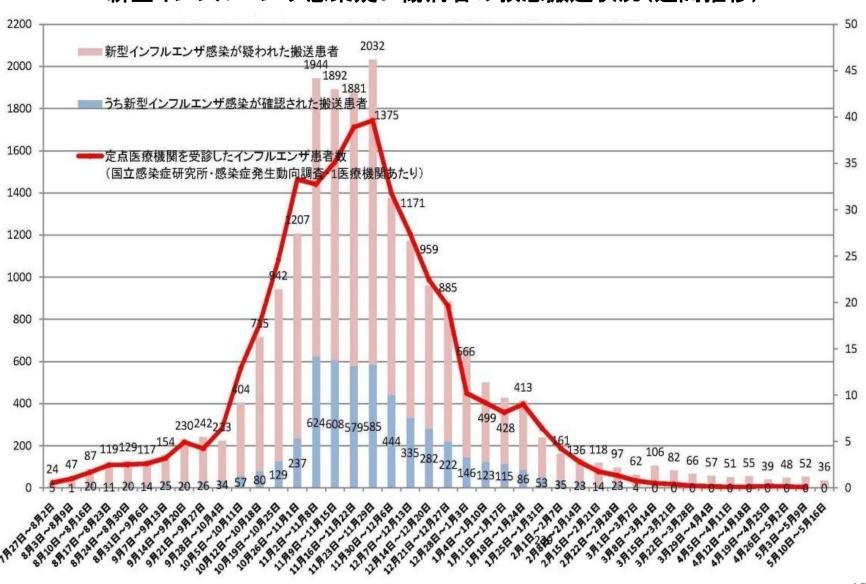
1000、このに中心は代色が、必安に心はどうしてして								
都道府県・	1月31日~2月6日		2月7日~2月13日		2月14日~2月20日		10月18日以降の総数	
名	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員	出動件 数	搬送人 員
滋賀県	11	11	4	4	3	3	47	47
京都府	25	25	7	7	8	8	142	143
大阪府	113	114	74	74	43	43	622	623
兵庫県	59	59	74	76	36	36	448	450
奈良県	14	15	9	9	2	2	82	83
和歌山県	12	12	3	3	2	2	40	41
鳥取県	7	7	6	6	4	4	51	51
島根県	7	7	2	2	0	0	33	33
岡山県	16	16	20	20	16	16	114	114
広島県	13	13	6	6	9	9	81	81
山口県	6	6	5	5	8	8	61	62
徳島県	1	1	3	3	2	2	15	15
香川県	7	8	13	13	5	5	34	35
愛媛県	9	9	8	8	2	2	28	28
高知県	4	4	2	2	1	1	14	14
福岡県	30	30	26	26	14	14	278	278
佐賀県	8	8	6	6	3	3	45	47
長崎県	18	18	18	18	12	12	107	107
熊本県	7	7	11	11	7	7	116	116
大分県	8	8	5	5	4	4	63	64
宮崎県	11	11	9	9	3	3	65	65
鹿児島県	3	3	3	3	1	1	33	33
沖縄県	17	17	8	8	5	5	130	130
合計	824	828	634	638	373	374	5,1741	75,196

## 報告事項2 H22~H23冬季 新型インフルエンザ搬送状況(2)

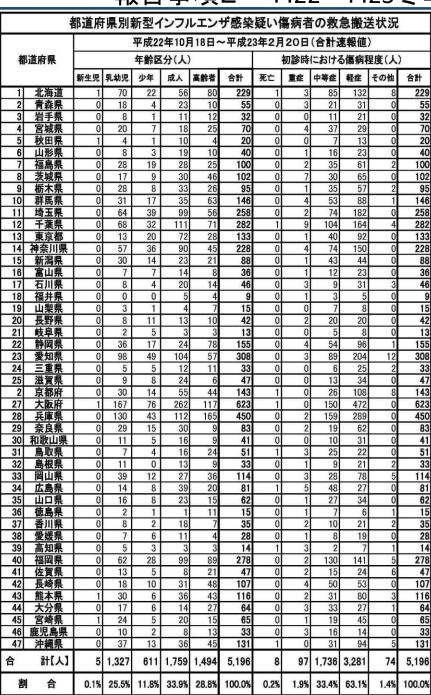


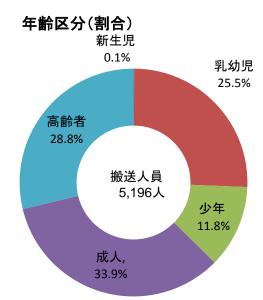
## 【参考】H21.7~H22.5 新型インフルエンザ搬送状況

### 新型インフルエンザ感染疑い傷病者の救急搬送状況(週間推移)



## 報告事項2 H22~H23冬季 新型インフルエンザ搬送状況(3)

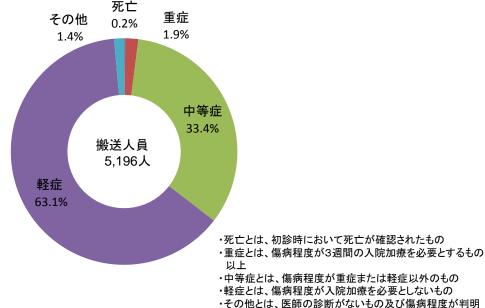




・新生児とは、生後28日未満のもの ・乳幼児とは生後28日以上満7歳未満もの

- ・少年とは、満7歳以上満18歳未満もの
- ・成人とは、満18歳以上満65歳未満もの
- 高齢者とは、満65歳以上もの

### 初診時における傷病程度(割合)



- ・死亡とは、初診時において死亡が確認されたもの
- 中等症とは、傷病程度が重症または軽症以外のもの
- 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないもの
- その他とは、医師の診断がないもの及び傷病程度が判明
- しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの

## 新型インフルエンザ対策行動計画について (新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁連絡会議)

### (1)行動計画の基本的考え方

- ・平成17年12月新型インフルエンザ対策を迅速かつ確実に講じるため、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(2005年5月)に準じて関係省庁が連携し、情報の共有を図りながら策定。
- ・新型インフルエンザの発生の時期や形態についての予測の変化、科学的な知見の進歩に応じて見直す必要があること等から、行動計画等については、これまでに4回の見直しを経ており、今後も適時適切に修正を行うこととされている。

### (2)概要

- ・発生状況に応じて5段階(「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生期」、「感染拡大期、まん延期、回復期」、「小康期」)に分類し、段階ごとに、対策の考え方、関係省庁の対応、省庁間の連携・協力等の方針を明記。
- ・各種対策について、取組の内容や方法、国、自治体、企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示し、国民各層での取組を促すための指針として、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を示す。

### (3)流行規模・被害想定

- ・罹患率 全人口の約25%
- 医療機関受診患者数 1,300万人~2,500万人
- •死亡者数17万人~64万人
- ・従業員の欠勤最大40%程度
- \*厚生労働省において、現在行動計画の改定にかかる検討が行われている。(参考資料3)